

## マスク着用のルール（4月1日以降）について

令和5年3月16日 健康管理室  
総務センター

新型コロナウイルス感染症は、これまでの感染症法2類相当（感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な判断から危険性が高い感染症）から、令和5年5月8日より、季節性インフルエンザと同じ5類（国が感染動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開することによって、発生・拡大を防止すべき感染症）に変更されることとなり、法に基づく入院勧告や就業制限の措置は解除されることになりました。

法の改正までの移行期間、マスク着用については、厚生労働省からのお知らせで、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになり、本人の意志に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮が求められていますが、文部科学省からの通達により、学校は4月1日から適応することとしています。そのため、3月末までは現行通りマスクの着用をお願いいたします。

4月1日以降、個人の体調や健康リスク、業務環境等、状況に応じてマスク着用の判断をお願いいたします。また、マスク着用は個人の判断に委ねられますが、法改正前（令和5年5月7日）までは、濃厚接触者（マスクを外して1m以内で15分以上の会話があった場合）の定義が適応されますので、基本的な感染対策を継続し、マスクを外して会話をする際は、密集密接を避け、周囲の環境に応じてマスク着用を検討してください。

<重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的とされている場面>

- 医療機関受診時、医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき
- 人混み、通勤ラッシュ時など、混雑する電車やバスに乗車する時

<マスク着用を推奨するとき>

- 症状があるとき
- 同居する家族に風邪症状・体調不良がある場合

参考：厚生労働省の専門家会から、提案された感染対策の5つの基本

- ① 体調不安や症状があるときには、自宅療養か医療機関受診をすること
- ② その場に応じマスク着用やせきエチケット
- ③ 3密を避けることと換気
- ④ 手洗い
- ⑤ 適度な運動と食事

ご心配な点やご不安な点がございましたら、各キャンパス健康管理室にご相談ください。

健康管理室 千代田校 03-5275-6102  
多摩校 042-339-0273